３　前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十五年を経過する日（以下「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該連合会に係る法第百条の三第一項第五号の新たな事業分野を開拓する会社として農林水産省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権数（法第百一条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項、第九十条第一項第五号、第九十二条第一項第三号及び第二項、第二百二十三条第五号並びに第二百二十四条第一項第十一号から第十四号までにおいて同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

４・５　（略）

６　法第十一条の八第三項の規定は、第二項及び第三項の議決権について準用する。

（連合会が認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第九十条　連合会は、法第百条の三第六項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一～四　（略）

五　当該認可に係る認可対象会社を子会社にすることにより、当該連合会又はその子会社が国内の会社（法第百一条第一項に規定する国内の会社をいう。以下この項、第九十二条第一項第二号及び第三号、第二百二十三条第五号並びに第二百二十四条第一項第十一号及び第十三号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六　（略）

２　（略）

３　前二項の規定は、法第百条の三第七項において準用する法第八十七条の二第五項ただし書及び第六項の規定による認可について準用する。

４　法第十一条の八第三項の規定は、第一項第五号（前項において準用する場合を含む。）の議決権について準用する。

（連合会の子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第九十一条　法第百条の三第七項において読み替えて準用する法第八十七条の二第八項の規定による総会への報告は、次に掲げる書類を示して行わなければならない。

一～五　（略）

（連合会が基準議決権数を超えて議決権を有することについての承認の申請等）

第九十二条　連合会は、法第百一条第二項において読み替えて準用する法第十七条の十五第二項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一～四　（略）

２　（略）

３　法第十一条の八第三項の規定は、第一項第三号の議決権について準用する。

３　前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十五年を経過する日（以下「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該連合会に係る法第百条の三第一項第五号の新たな事業分野を開拓する会社として農林水産省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該連合会又はその子会社が有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権数（法第百条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項、第九十条第一項第五号、第九十二条第一項第三号及び第二項、第二百二十三条第五号並びに第二百二十四条第一項第十一号から第十四号までにおいて同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該連合会又はその子会社の有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

４・５　（略）

６　法第十一条の六第三項の規定は、第二項及び第三項の議決権について準用する。

（連合会が認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第九十条　連合会は、法第百条の三第六項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一～四　（略）

五　当該認可に係る認可対象会社を子会社にすることにより、当該連合会又はその子会社が国内の会社（法第百条の四第一項に規定する国内の会社をいう。以下この項、第九十二条第一項第二号及び第三号、第二百二十三条第五号並びに第二百二十四条第一項第十一号及び第十三号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六　（略）

２　（略）

３　前二項の規定は、法第百条の三第七項において準用する法第八十七条の三第五項ただし書及び第六項の規定による認可について準用する。

４　法第十一条の六第三項の規定は、第一項第五号（前項において準用する場合を含む。）の議決権について準用する。

（連合会の子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第九十一条　法第百条の三第七項において読み替えて準用する法第八十七条の三第八項の規定による総会への報告は、次に掲げる書類を示して行わなければならない。

一～五　（略）

（連合会が基準議決権数を超えて議決権を有することについての承認の申請等）

第九十二条　連合会は、法第百条の四第二項において読み替えて準用する法第十七条の十五第二項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一～四　（略）

２　（略）

３　法第十一条の六第三項の規定は、第一項第三号の議決権について準用する。